

## 確認検査業務に対する行政処分について

弊社は、この度、国土交通省より、特定行政庁への行政報告の提出が法期限を超えて遅延したことにより、業務停止命令等の処分を受けました。

お客様及び関係の皆様にご心配・ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。今回の処分を真摯に受け止め、業務改善に取り組み再発防止に努めてまいります所存です。

業務の停止期間 令和2年3月9日から4月8日まで（一か月）

業務停止期間中に行えない行為

- ・確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- ・既に契約した契約の内容の変更により確認検査の業務を追加する行為
- ・業務の停止の期間満了後において上記の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

通常どおり行う業務

- 1、業務停止期間以前（令和2年3月8日まで）に引き受けた確認検査業務
- 2、住宅性能評価等業務
- 3、省エネ適合性判定等業務
- 4、構造計算適合性判定業務
- 5、性能評価・耐震改修計画評定・防災計画評定業務
- 6、住宅金融支援機構のフラット適合証明業務
- 7、住宅瑕疵担保責任保険業務